

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月19日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第22号

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「職員」の次に「及び医療技術職給料表の適用を受ける薬剤師」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。